

2019 スクールソーシャルワークに関する公開研究会報告 ～教員がスクールソーシャルワーカーをどう活用できるか～

熊 坂 聡¹

学校には、児童虐待、貧困、不登校、家庭内暴力など様々な事情を抱えた子どもたちがいる。クラス担任だけでは対応が難しい状況の中で、文部科学省ではスクールソーシャルワーカーの配置を増やしている。しかし、教員は、スクールソーシャルワーカーの存在は知っていても、その活用の仕方や活用による効果については必ずしも理解していない。そこで、本研究会は、スクールソーシャルワークの理解を図る講演会ではなく、教員側に立って、スクールソーシャルワークとソーシャルワーカー活用の効果と活用の仕方に焦点を当てて公開研究会を行うことにした。なお、本報告については、講演者と事例報告書から了解を得られた範囲で掲載している。特に、当日提示された事例報告については、個人情報保護の観点からその資料は割愛した。

1. 公開研究会概要

(1) メインテーマ

「教員がスクールソーシャルワーカーをどう活用できるか」

(2) 日時 2019年12月21日(土) 13:00～16:00

(3) 場所 宮城学院女子大学
K306教室

(4) 参加者 学校関係者、大学関係者、
本学学生、一般

(5) 主催 宮城学院女子大学発達科学研究所

(6) 内容

①基調講演 「スクールソーシャルワーカーができること～教職員とスクールソーシャルワーカーの協働に向けて～」

講師 大崎広行先生(武蔵野大学人間科学部社会福祉学科 教授)

②事例報告者 「私はスクールソーシャルワークをこう活用した」

・報告者 佐藤真智先生
(宮城県水産高等学校教諭)

・報告書 三浦めぐみ先生
(大崎市立古川第二小学校教諭)

2. 基調講演(要約)

大崎広行

<はじめに>

今から20年近く前、発達臨床学科という学科が宮城学院女子大学で立ち上がった時に、着任させていただいて、5年して他の大学に異動したのですが、とても懐かしく思います。今回、学校の先生たちがスクールソーシャルワーカーを活用するのに、どのように活用すればよいのかを中心としたことでしたので、今日ではできるだけそこを意識して考えてきました。私が今までずっとスクールソーシャルワークの仕事や、研究に関わってきて、やはり学校現場の先生、一般の人、教育委員会の担当の方、指導主事の方たちが、スクールソーシャルワークの何たるかということが理解できていないと、なかなか有効な活用ができない、特に、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違い、どういう時にどちらを活用すればいいのか、あるいは両方一緒に活用した方がいいのか、その辺のところは、両専門職の理解が進んでいないと有効な活用はできないと思います。

<スクールソーシャルワーカー活用の歴史>

歴史について話をすると、1950年代、1960年代に既に福祉教員とか福祉教諭と呼ばれる人たちが学校現場にいて、今で言うスクールソーシャル

ワーカーに相当するような実践をされていた時代がありました。それが時代とともに形を変えながら細々と続いていました。それが復活したのが、1986年から所沢市で山下英三郎さんという方が訪問相談員だったのですが、スクールソーシャルワーカーと名乗って子どもたちの支援に当たったのが、世にスクールソーシャルワークが広まるきっかけになりました。当時、山下先生の活動がマスコミやテレビで報道されて、全国に波及しました。つまり、それくらい当時、学校現場でいろいろな子どもたちの問題行動が起きていたということがあって、問題視していた大人がたくさんいました。そういう方たちが、山下先生の実践を見て、講演を聞き、勉強会に行き、スクールソーシャルワークの実践が広められました。そういう時期が1986年以降の時代になります。その後、少年サポートチームが立ち上がりました。これは、当時、非行の問題が教育現場でも大きな問題となり、到底学校の生徒指導レベルだけでは対応できなかった。そこで、警察を入れていろいろ動くのですが、その時に北海道警が、子どもを支援するのにチームをつくって、関係機関が集まって支援していくという取り組みを進めていきました。今で言うと、チーム支援が行われたのですが、教育現場でそういうチーム支援を行うようになった一つのきっかけでした。これに目をつけた文部科学省（以下、文科省）が、これを事業化しました。それがサポートチーム等地域支援システムづくり推進事業、スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業、高度連携事業につながっていきました。文科省はこの事業を継続させました。その時たまたま、財務省のほうからスクールソーシャルワーカーの活用事業に関する提案が出てきて、この事業がつながって継続されることになったというのが大きな流れです。

スクールソーシャルワーカー活用事業、最初の頃には、全国47都道府県にスクールソーシャルワーカーを3名ずつ配置しました。そこで試行的にやってみて成果を見た上で、今後どうするかということを研究的に行っていたのが最初の時期でした。

後に、スクールソーシャルワーカー活用事業に関しては、2年間だけ研究事業をやってみて、3年目から委託事業として、完全に事業化されました。その後は、教育行政と教育学の領域の中で、振興基本計画とか、生徒指導提要とか、教育の中では重要とされるこういう領域で位置づけられて、スクールカウンセラーと並んで国の重要な事業になっていきました。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの二本柱で進められていったということです。

＜スクールソーシャルワークの基本的考え方＞

スクールソーシャルワークというのは、基本的には、学校に来ている子どもたちに起きているいろいろな現象、いじめ、不登校、非行、不適應の問題など、これらの問題の根っこに、家庭における問題や課題があって、それが福祉的な課題として位置づけられる場合には、元のところを断たないと、子どもたちのこういう問題はなくなる。そこでこういう環境調整が必要だという話につながっていきます。当然、本人だけの問題ではなくて、親とか、兄弟姉妹とか、祖父母の問題があれば、そこにもしっかり対応していくことで、いじめとか不登校とか非行とか不適應をなくしていく、軽減していくということに関連づけがなされています。ここの理解がないと、学校に来ていない子どもがいて、その子どもが不登校なのに、なぜ親を支援しなければいけないのかとか、兄弟に支援しなければいけないのかということになってしまいます。

ここで皆さんにお伝えしたいのが、そもそもソーシャルワークとは何かということです。ソーシャルワークとは、ケースワーク、グループワーク、コミュニティワーク、この大きな3つの括りがあって、それぞれかつては専門分化して、いろいろなサービスがそれぞれの専門領域で提供されてきた歴史というのがあります。それが時代とともに、相談内容を専門家に相談する人が合わさるのではなくて、こちら側、ソーシャルワーカーが相談に来る人の問題状況に応じて、自分の専門性

を提供していくというところによって変わってきます。それがソーシャルワークの本来の今日的な考え方です。

<スクールソーシャルワークとカウンセリングの関係>

カウンセリングとの関わりもよく問題にされまです。これは、相談や支援内容の深まりに応じてケースワーク、カウンセリング、心理療法という区分けになっています。スクールソーシャルワーカーというのは、環境調整とか社会資源の活用だけで事足りるかということ、やはり一定の心理的支援も必要です。カウンセリングの知識等、相談の技術が必要です。それとやはり、学校現場で仕事をする以上は、教育学に関する知識、教育に関する知識、一定のそういう技術的なところの理解なんかも必要になってきます。そうすると、スクールソーシャルワーカーの専門領域というのは、大きく言うと心理臨床・福祉臨床・教育臨床、この3つの領域をカバーしている、この3つの領域についてしっかり学んでおくということが、スクールソーシャルワーカーの専門性としては重要になってくるのではないかと思います。

<スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの違い>

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違いについては、「スクールソーシャルワーカーへの期待」という資料の中に書いてあります。これを見ていただくと、一般にスクールカウンセラーは「児童・生徒本人の心の問題に着目し、スクールソーシャルワーカーは児童・生徒を取り巻く環境に注目し、問題解決を図るところにある」とされています。しかし、実際はスクールソーシャルワーカーの対象となる児童・生徒の中にも、「環境」よりも「心の問題」に焦点をあてて支援したほうがよい児童・生徒がいたり、当然、その逆もあり得ます。つまり、どこからどこまでがスクールソーシャルワーカーの領域で、どこからどこまでがスクールカウンセラーの領域で

あるかは、はっきり線を引くことができないのが実情なのです。一つ言えることは、スクールソーシャルワーカーが「心の問題」に焦点をあてた支援に傾けば、当然、スクールソーシャルワーカー本来の「環境」に注目した支援に時間を使うことができなくなり、スクールカウンセラーが「環境」に焦点をあてた支援に忙殺されれば、スクールカウンセラー本来の「心の問題」に焦点をあてた支援ができなくなるということです。

<パートナーとしての関係>

このことからわかる通り、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの関係は、敵対する相容れない関係ではなく、互いの専門性を発揮するのに必要な良きパートナーとしての関係ということで、教師、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの3者の関係においても、このことは当てはまります。教師が、相談や支援に関わる家庭訪問に忙殺されたり、関係機関との連絡・調整に時間を奪われていたら、教師本来の授業や教材研究、生活指導などができなくなってしまう。経験豊かなベテランの先生からは、「スクールソーシャルワーカーの業務は、本来教師がこれまで担ってきた業務である」ということがよく聞かれます。確かに表面上は、これまで教師が担ってきた業務をスクールソーシャルワーカーが肩代わりしているように見えますが、先に述べた「福祉的視点」をもって支援していくかどうかで、支援の広がりや深まりが大きく異なり、加えて、教師の日常業務の軽減にもつながるので

<スクールソーシャルワーカーの視点>

ここに上げた「福祉的視点」とは、ただ単に社会福祉に関する専門知識や技術を指したり、児童・生徒や保護者を関係機関につないだりすることだけではなく、ソーシャルワークの理念や価値をも含む視点です。具体的には、ここに上げた大きく5つの視点が重要です。

- ①児童・生徒の利益や権利を最優先する姿勢

- ②児童・生徒の自己決定を尊重する姿勢
- ③児童・生徒の環境や生活全体をとらえる視点
- ④児童・生徒の本来持っている資源や力に注目し、その力をさらに高めたり強めたりして支援していく視点
- ⑤秘密保持の姿勢

これらは、スクールカウンセラーと相談の場面でどのような違いがあるのかということを理解するのに重要な視点です。ただ、おそらく学校の先生たちと学校にとっては、ここに挙がっている5つ、特に生徒の利益や権利を最優先するとか、自己決定を尊重するとか、このあたりの文言を、全面的に認めてしまったら学校教育が成り立つのかどうかということを疑問視する先生がいると思います。そこを、両者が言い分をしっかりと聞いた上で、お互いに理解できる、納得できるところで仕事ができる状態をどう作っていくかというところが、重要になってくると思います。

<学校がどこまで変わるべきか>

また、学校がどこまで変わるべきかということもあります。これだけ福祉的な視点が学校に求められるようになってくると、今までの学校の価値観とか、学校が歩んできたいろいろな伝統とか、大事にしてきた伝統とか文化というところと相容れないことなども生じてきます。そうなってくると、学校が時代に合わせてどこをどう変えていか、逆に時代を超えても学校現場が残さないとはいけない部分はどこかということになってきます。何を変えて、何を守って残していくかというところを、教育現場と一緒に考えていくことが必要なのだろうと思います。

<スクールソーシャルワークの目的>

次にスクールソーシャルワークとは何のために行うのかということです。これは目の前にいる子どもがいろいろな危機に瀕していれば、その問題を改善していく、解決していくということは何のためにやるのかということ考えた時に、学校で生活している子どもたちの学力・学習権を保障し

ていくことがスクールソーシャルワークの究極の目的です。これは、子どもの貧困の問題とか、教育の格差の問題というのが、やはりつながるところです。その子どもの責任に帰さないところで、本来学びたいことが学べない、本来その子どもは勉強すればいろいろな進路や可能性を秘めているのに、その未来が断たれてしまっているような状況、それが早い段階でそういう状況に置かれている子どもたちが、小学校にはたくさんいます。その状態をなくしていく、改善していくということに尽きると思います。

<スクールソーシャルワークの効用と学校の変容>

次に、スクールソーシャルワーカーが学校に入ったら何が変わるのかということです。去年の日本学校ソーシャルワーク学会のシンポジウムのコメンテーターをした時に、フロアから、「今までも、学校にはスクールカウンセラーという職種の人がいて、子どもの支援とかにも力を尽くしてきた。でも、そこにスクールソーシャルワーカーが入ってきて、じゃあ何が変わるんですか、学校は。あるいはもっと具体的に言うと、例えば一人の子どものケースカンファレンスを学校でする場面があったとして、そこに今までいたスクールカウンセラーの人がいて、いろいろ助言してくれます。もしそこにスクールソーシャルワーカーと一緒に入ってケースカンファレンスをした時に、何か変わることがあるんですか。」という質問が出てきました。ここに何らかの答えを見出さなければ、スクールソーシャルワーカーを入れる意味というのはないわけです。それが何なのかということ、やはり我々はしっかり社会に伝え、学校に伝えていかないといけない。ここを見ていくのに大事なものが、先ほど申し上げたスクールソーシャルワーカーの5つの福祉的な視点です。これをスクールソーシャルワーカーの方たちがどう踏まえて、ケースカンファレンスの中で、子どものケースについて助言し、学校に対してある場面ではかなり厳しい話もしなければいけないのかもしれない。

<自治体におけるスクールソーシャルワーカーの活用>

今の宮城県と仙台市が、どういう経緯でスクールソーシャルワーカーを活用しているかということをお話しておきます。宮城県と仙台市は、この事業が立ち上がった時には、余り関心を持っていなかった自治体の一つでした。なぜそうになっていたのかというと、宮城県とか仙台市は、ソーシャルワーク的な視点というよりも、スクールカウンセラーの活用を全国の中でもかなり最先端を走っていた自治体でした。臨床心理学の業界団体の力もとても強い地域です。だから、教育委員会としては、もうそれでかなり安心しきっているところもあったと思います。しかし、東日本大震災の影響もあって、そこでかなりスクールソーシャルワーカーが別予算でついて登用されるようになっていくという時期があり、ほかの自治体に比べると多額の予算を使ってスクールソーシャルワーカーを震災に関わる場所での役割として活用するようになるのです。その中でスクールソーシャルワーカーの活用の仕方が育ってきたというところが大きいのではないかと思います。

大阪府は、スクールソーシャルワーカーの活用事業が始まる前から、府独自の予算でスクールソーシャルワーカーを配置していて、国に先駆けてスクールソーシャルワーカー活用事業を進めていた自治体の一つです。大阪府では、府が市町村に募って、スクールソーシャルワーカーを入れたいということで手を上げたところに予算をつけます。そこで必要な人数、規定の人数を配置して、活用の様子も報告を受けて、それで何年かしたら、その予算は切れるんです。その間に成果を挙げて、市のほうでその成果を見て、続けるかどうか、市として予算をつけるかどうかという判断をした上で、いいものはちゃんと残すような仕組みをつくっていくのです。限られた予算の中で、大阪府下の市町村の中で、そういうものが広まっていくという仕組みができていました。その取り組みの中で、すばらしい実践をされていたのが和光小学校です。丸山先生という女性の校長先生がリー

ダーシップをとって、スクールソーシャルワーカーと一緒に作り上げてきた実践です。「ひとりひとりがたからもの」という教育目標を掲げて、取り組んでいきます。この学校の中で抱えている大きな課題として3つが挙げられていました。一つ目は不登校の減少です。欠席状況や家庭の様子を綿密に把握し、不登校児童の背景を詳細に読み取っていくようにしたのです。スクールソーシャルワーカーを入れた結果、多くの事例が改善していきました。二つ目は、それと同時に、教職員の子どもの見方が変わってきて、今までは先生たちが学校に来ない子どもで、何か子どもに問題とか課題があると「困った子ども」と見ていた先生たちが、いろいろ調べていくと、子どもの力ではどうにもならないことが子どもにそうさせているんだという気づきが出てきて、今まで「困った子ども」と見ていた子どもが、実は「困っている子ども」なんだという認識が変わっていったということです。三つ目が、学校の協力体制が広がったということです。担任一人の抱え込みからチーム対応が変わっていった。研修によるスキルアップが図られ、日常的にケース会議が行われるようになった。これを本校では毎週金曜日4時にやっている。小学校でケース会議を毎週やるということがどれだけ大変かというのがわかりますので、この学校の校長先生のほうで、時間割とか先生たちの職務を調整して、そういう場を設定するという大変さというのは、それを越えたところで、校長先生は必要性を感じて実践されていたんだと思います。その結果、関係機関とのつながりができ、子どもが学習に意欲と集中力を見せ始め、学校本来の学習に取り組めるようになったということです。

<スクールソーシャルワーカーの配置形態の意味>

実は、スクールソーシャルワーカーの配置形態は、配置型と派遣型の2つのタイプに分かれます。配置型はわかりやすい。派遣型というのは、スクールソーシャルワーカーがいる時には問題解決する

けれども、いなくなったら、もう学校ではお手上げではないかという話があります。しかし、派遣型のスクールソーシャルワーカーの大事なところは、学校に福祉的支援のノウハウを根づかせるということが大事なのです。もちろん直接、課題を抱えた人たちの問題を改善していくこともありますが、もう一つは、スクールソーシャルワーカーがいなくなっても、その学校の中で、ある程度のケースについては改善していくところに向けて進めていくことができる力を学校自体が身につけていくことだと思います。学校にスクールソーシャルワーカーが入って、種をまいていくのです。そうなれば、スクールソーシャルワーカーの数というのは、そんなに多くは必要ないのではないかと思います。

<学校における体制づくりの必要性>

スクールソーシャルワーカーの配置に伴う学校の課題というのが、幾つか挙げられます。ケース会議の定例実施というのが可能になるのか、関係機関とか周辺の小中学校との連携とか、情報管理の問題というのもあります。研修で生かされる教職員のスキルアップというの、そういうところにもつなげていくことができるのかどうか、こういう課題というのが学校の課題としてあります。それは換言すると、スクールソーシャルワーカーを有効活用するための学校の体制をどうつくっていくのかということです。

例えば、次のような例があります。ある学校では、冬休み66枚の繰り返し学習をやり遂げた少人数フォローアップクラスの子どもがいました。かつてこんなにやり抜いた経験がなかった。気になっていた子どもたちの目に輝きが出てきた。家庭支援から学習支援までを視野に置いて関わってきた、ケース会議と習熟度別少人数学習の成果だった。わかる喜びややり遂げた実感をもつと、子どもは自分から勉強に取り組み始めた。その意欲が生活態度に反映されるようになったのでした。ケース会議は、開くのが目的ではなく、子どもの抱える課題を見立て、共通理解する場、目の前の

障害物を取り除いてやりさえすれば、子どもは自分から歩き始める。困った子どもと思われていた子どもも、実は自分ではどうすることもできないで困っていた子どもだったのではないか。わずかな子どもの変化に気づき、学校ぐるみの組織的対策を講じることで、子どもに落ち着き、安心感、信頼感が生まれる。結果、勉強に集中するようになった。スクールソーシャルワーカーに事例対応を任せきりにするのではなく、学校がアセスメントする力をつける努力をするべきだと思います。そこには、専門的知識のあるスクールソーシャルワーカーのアドバイスが不可欠です。スクールソーシャルワーカーに学校を変えてもらうのではなく、教職員がスクールソーシャルワークの専門性を借りて変えるのです。学校改革のためにスクールソーシャルワーカーが配置されたのだという認識と主体性が、学校運営を担う校長には必要なんだと思います。

これらができるようになるために、とるべき学校の対策は次の3点です。①コーディネーターの育成、②チーム対応への教職員への意識改革、③校内組織の構築（子ども情報の集中把握、ケース会議の定例化）です。学校文化とスクールカウンセラーと一緒に連携協働していくために、しっかりスクールカウンセラーの専門性と専門職として歩んできたいろいろなところを理解した上で、一緒に協働していくという部分が必要になってくると思います。

<児童観・指導観・保護者観>

それと、子どもに対してどういう視点、どういう捉え方で支援していけばいいのかとか、教育を専門としている先生たちとは違った児童観というのがあるとするれば、そここのところのすり合わせも必要になってくると思います。あとは指導観です。福祉の領域にいと、「指導」という言葉というのは、今では余り使わなくなっているのですが、学校現場では、「指導」という言葉を「支援」と同じような意味合いで使っている先生たちもいます。だから、我々もそういう先生たちの言葉の使

い方に対して一定の理解をした上で、共通言語をその中から見出していくという作業が必要になってくると思います。それと、保護者の捉え方です。保護者に対して子どもの教育について、とてもネガティブな捉え方をする先生がいます。でも、実際に我々が親と話をして実情を聞くと、先生たちの保護者に対する捉え方を我々のほうが修正していかないといけない場面があります。そうしないと、親と担任の先生との関係がうまくいかない、子どもにもそれが波及してしまう、そういうところでの大きな役割を我々担っていると思います。先生たちや親に誤解が生じているとしたら、そういうことをちゃんと調整していく、それができるスクールソーシャルワーカーである必要があると思います。

<ミクロからマクロレベルの役割>

もう一つ、スクールソーシャルワーカーの役割は、もちろん個別の支援つまりミクロレベルの支援が中心になるのかもしれませんが、こういうことに取り組む組織を学校にどう作っていくか、学校の組織をどう変えていくか、そういうメゾレベルへの働きかけというのもスクールソーシャルワーカーにとってはとても重要な役割として上げられます。さらに、こういうネットワークをどう作っていけばいいか、あるいは、人材を作っていくための予算の検討を訴える、マクロレベルの視点も求められます。

スクールソーシャルワーカーが学校に入ること、その学校にとって何か有益な変化というのがそこで生じる。生じなくても、その人がそこで関わったことで、学校に何かそういう風土というのが生まれていく、そういうものを作っていくということが重要だろうと思います。

<スクールソーシャルワーク実践の平準化の必要性>

そして、その先に見えるものは、平準化だと思います。見ていると、いろいろな自治体のスクールソーシャルワーカーの活用の仕方というのが、

相当しっかりやっているところはやっている、ただ単に配置して終わっているようなところもあります。学校によって、スクールソーシャルワーカーの力量によって実践のばらつきがあったり、成果にばらつきがあります。今、日本で一番スクールソーシャルワークの実践が進んでいるのは、西高東低で関西や九州地方です。いろいろな自治体でかなり予算は使っているのですが、それほど目を引くような実践というのは、進んでいかない状況にあります。それを平準化して、一定のレベルを担保するような働きかけをしていくというのが、国の文科省の役割ですし、市町村レベルでいうと都道府県がそういう役割を担っているのだと思います。

・・・中略・・・

先ほど言った、時代を超えて変えてはいけないこと、時代によって変わらざるを得ないもの、そういうものも、我々は理解し、認識した上で、学校との間で一緒に以上のような状況を作り上げていくということが大事だと思います。これで終わります。

3. 事例報告「SSWを活用した事例」

講演後には、スクールソーシャルワーカーを活用した事例を学校現場の二人の先生から報告をいただいた。

(1) 佐藤真智先生

高校に入学してから「療育手帳」の取得に対する支援、学校生活から就職へ向けた将来を見据えた支援のひとつの対応事例の報告。スクールソーシャルワーカーの活用については、どの程度の問題でスクールソーシャルワーカーへ相談すべきか曖昧であることや、担任は生徒との面談・スクールソーシャルワーカーへの相談・保護者への連絡といった業務が増えることへの懸念があると思われる。生徒個人が抱える数々の問題を教諭・養護教諭・特別支援コーディネーター間で共有する機会を多く設け、複数の視点から対応について検討できる体制作りが必要ではないかと考える。

(2) 三浦めぐみ先生

特別支援教育コーディネーターとしてスクールソーシャルワーカーと連携して取り組んだ事例の報告。登校や発達障害、愛着障害児童について、定期的なコンサルテーションやケース会議への参加、保護者支援などにおいてスクールソーシャルワークを活用した。

4. まとめ

本学教職員7名、本学学生38名、他大学学生1名、教育関係者（教員、行政機関）19名、その他2名、計67名の参加を得た。基調講演では、スクールソーシャルワーカーの視点や機能、スクールカウンセラーとの違いを理解して活用する必要性、活用するための学校現場の体制作りの必要性などが明らかにされ、活用事例も紹介されて、スクールソーシャルワーカーの活用の考え方を理解することが出来た。事例報告では、学校におけるスクールソーシャルワーカーとの連携の実際と校内における活用の仕方と効果を紹介いただいた。また、学校側がスクールソーシャルワーカーにできることを理解しておく必要性が指摘された。三者の話を通して学校現場でどのようにスクールソーシャルワーカーを活用することができるのかを描くことが出来た。質問も活発になされ、議論を深めることができた。教育学科に社会福祉士養成課程をもつ学科の教員が本研究所の構成員になっていることを踏まえ、今後も様々な対人援助の現場におけるソーシャルワークの活用の仕方について発信していきたい。